

平成24年4月3日

各保険医療機関
各保険調剤薬局 様

佐賀県国民健康保険団体連合会
審査課長
審査管理課長

子どもの医療費助成事業に係る診療報酬請求書等の請求について

このことについて、平成24年4月診療分から「子どもの医療費助成事業」が施行されたところですが、診療報酬請求書等の請求については、下記の事項に御留意いただきますようお願いします。

記

1. 国保連合会へ請求する「子どもの医療費助成」に係るレセプトは、国保保険者分のみとなります。被用者保険分については、社会保険診療報酬支払基金へ請求してください。
2. 子どもの医療費助成該当レセプト及び請求書の記載要領については、乳幼児医療に係る記載要領と変更はありません。(本会ホームページに記載事例を掲載していますので参照してください)
※なお、被用者保険の地方単独事業に係る算定については、国公費と同様の取扱いとなっていますので、子どもの医療費助成が高額現物該当となる場合等、国保と算定が異なる場合があります。被用者保険に関することは、支払基金へお問合せください。
3. 子どもの医療費助成に係る請求には被用者保険分はありませんので、総括票の提出は必要ありません。
4. 平成24年3月診療分までの乳幼児医療の請求には、従来どおり、被用者保険分についても国保連合会へ請求してください。

担当； 審査課（医科）

TEL 0952-26-4183

審査管理課（歯科・調剤）

TEL 0952-26-4301